



暴追とちぎ

第52号

平成26年5月

CONTENTS

- ごあいさつ 1
- 暴力追放県民センターの活動状況 2
- 機関誌など購読要求への対応 3
- 適格都道府県センターとして認定 5
- 民事介入暴力対策委員会ペンリレー 6

公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター

宇都宮市本町12番11号 栃木会館内 TEL028 (627) 2995

「奥日光清流清湖フォトコンテスト入選作品」 会長賞 「初夏を彩る」



ご挨拶

栃木県警察本部刑事部

組織犯罪対策統括官 高久 仁

青葉が眩しい今日この頃、会員の皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素から、暴力団排除活動をはじめ警察活動の各般にわたり深いご理解とご尽力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、本年3月14日に鹿沼警察署長から刑事部組織犯罪対策第一課長に着任し、ようやく2ヶ月が経とうというところではありますが、この短い期間にも暴力団が関わる犯罪は絶えることなく発生していることから、捜査員と一丸となり、暴力団の壊滅に向けて邁進しているところでもあります。

また、暴力団排除活動につきましては、皆様方の長きにわたる地域、職域での活動が実を結び、官民一体となった活動が展開されており、市町における暴力団排除条例は、4月までに県内全市町において制定・施行されるなど、暴力団排除の意識が広く県民の間に定着し、暴力団が一般社会に入り込む隙間は確実に小さくなってきています。

加えて、改正暴力団対策法に基づき、公益財団法人栃木県暴力追放県民センターが、今年2月、国家公安委員会から適格都道府県センターの認定を受けました。この認定を受けたことで、本県暴追センターは、暴力団事務所の存在により生活の平穏が違法に害されている付近住民等からの委託を受け、住民に代わって暴力団事務所使用差止請求の業務を行うことができるようになりました。今後、暴力団事務所撤去活動等に際し、県民の皆様方の陰になり日向になり、より一層きめ細やかなサポートがなされることが期待されております。

これら暴力団排除気運の高まりにより追い詰められた暴力団は、組織の実態を隠しながら活動するなど、潜在化、不透明化の様相を呈していますが、警察といたしましては、暴追センターや関係機関との連携を一層強化するとともに、「暴力団は絶対に許さない」という熱意をもって、取締りを始め、各種対策に取り組んでいく所存であります。

結びに、皆様方のより一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます、私のあいさつと致します。

●栃木県暴力追放県民センターの活動状況●

★ 理事会

- ・ 3月24日、平成25年度第3回理事会を開催し、平成26年度の事業計画及び収支予算案を審議し、可決承認しました。
- ・ 5月16日、平成26年度第1回理事会を開催し、平成25年度の事業結果及び収支決算について審議し、可決承認しました。



平成26年度の事業計画

1 犯罪被害者救済事業（公益事業 1）

- (1) 暴力相談事業
 - 警察・弁護士会・センターの連携を強化し、暴力相談業務を行い事案解決を図る
 - 三者協定に基づく民事介入暴力事案処理の促進
 - 毎月第三水曜日「弁護士相談の日」開設 ●民事介入暴力1日相談所の開設
 - インターネット活用の相談業務の推進 ●暴力相談委員の研修会開催
- (2) 救済事業
 - 暴力団員から傷害等の犯罪被害をうけた者に対する見舞金の支給
 - 暴力団事務所明渡訴訟、損害賠償請求訴訟費用の貸付支援
 - 暴力団事務所の付近住民等から委託を受けて事務所使用差止請求訴訟の提起
 - 暴力団排除活動推進者に対する資機材の貸出支援

2 暴力団員排除組織支援事業（公益事業 2）

- (1) 組織支援事業
 - 地域、職域団体等による暴力団排除活動の支援 ●賛助会員に対する支援と会員募集
 - 行政対象暴力の排除
- (2) 責任者講習事業
 - 不当要求防止責任者講習の開催

3 少年及び離脱希望者支援事業（公益事業 3）

- (1) 少年保護活動事業
 - 少年に対する暴力団の影響を排除するための諸活動
 - 少年指導委員に対する研修 ●パンフレット、チラシ等の配布
- (2) 暴力団離脱者支援事業
 - 暴力団離脱者支援活動 ●社会復帰対策協議会による社会復帰の支援

4 広報啓発及び調査研究事業（公益事業 4）

- (1) 広報啓発活動事業
 - 機関誌「暴追だより」、暴追マニュアル、暴排ポスター、暴排カレンダー等の作成配布
 - 暴排標語表示シートの掲示、バス車内へのステッカー掲示
 - 暴力追放セミナーの開催 ●インターネットを活用した広報活動
- (2) 調査研究事業
 - 民事介入暴力対策協議会の開催 ●暴力団に関する情報の収集・分析
 - 暴力監視活動の推進

機関誌などの購読要求への対応

暴追センターで行っている不当要求防止責任者講習時のアンケート結果、反社会的勢力と思われる団体等から機関誌などの購読要求を迫られたとの回答が多数あり、未だ、暴力団等反社会的勢力による書籍、機関誌等に関する不当要求が横行している現状にありますので、今回は、機関誌など購読要求の対応要領を特集します。

電話による要求、或いは一方的に送りつけられた場合、あなたにとって不要なものは、はっきりと断り相手に対し購読の意思がないことを明確に表示しましょう。

◎ 機関誌購読要求の電話が架かってきたら

- 1 相手が何処の誰（団体）であるか確認、用件をはっきり聞く。
- 2 不用意に社長、所長、支店長等トップに電話を取り次がず、担当者が対応する。
 - ・相手は、社長等と以前から面識があるような態度、素振りをする場合がありますので注意。
- 3 不要と判断した場合は、はっきりと購読の意思がないことを告げて断る。
 - ・相手は、「同業者等の多くの方も協賛している。」とか「国民として我々の主義、主張に反対するのか。」など執拗に購読を迫ってきます。それに反応することなく「何度言われても購読しません。」と拒否する。この場合、購読を拒否する理由を告げる必要はありません。
 - ・相手に「いいです。」「結構です。」と曖昧な回答や「金がないので。」と断ると「会社が駄目ならお前個人で購読しろ。」などと送られてきた事例があります。

◎ 相手が機関誌を一方的に送り付けてきたら

断ったのに一方的に機関誌を送り付けてきた場合、そもそも購読の契約は成立していませんので送り返す義務はありません。しかし、相手から「受け取ったのだから代金を支払え。」などと難癖を付けられたのでは、たまりませんので、直ちに送り返すか、受け取りを拒否することが良いでしょう。

一方的に送られてきたときの対応

(1) 開封前である場合

会社あるいは自宅に一方的に送られてきた場合は、開封前であれば、配達員に「受取拒否」の意思表示をすれば、受け取りを拒否できます。

郵便受け等に投函された郵便配達の場合は、宛名面に「受取拒否」と記載し、受取人名を記載したうえ押印した「付箋」を貼付して、ポストに投函するか、郵便局の窓口へ提出すれば、無料で差出人に返送されます。

メール便等は、宅配業者のコールセンター等に電話で受取拒否を告げ、業者に回収を依頼すれば、やはり無料で差出人に返送されます。



(2) 開封した場合

開封した場合は、受領したものと見なされ、受取拒否はできません。

その場合、相手方に引き取りを要求するか、実費で返送することになりますが、受取拒否を示す内容の内容証明郵便等、別に文書を送付した方が良いでしょう。

機関誌を返送するときの参考文例

	平成〇年〇月〇日
送付先	
所在地	
団体名	
	自社所在地
	会社名
当社は機関誌「〇〇」は注文した事実もなく、購入する意思もありませんので、返送します。	
また、今後も購読する意思がないので送付しないでください。	
	以上

◎ 契約してしまった場合の契約の解除方法

契約してしまった場合でも、クーリングオフの対象となりますので、当日を含め8日以内に手続きしましょう。その場合、次のような契約解除通知を内容証明郵便で郵送してください。

契約解除通知の参考文例

	平成〇年〇月〇日
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇番地	
〇〇〇団体 代表者 様	
	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇番地
	氏名 ○ ○ ○ ○
契約解除通知書	
〇〇〇との間で締結した下記契約を解除通知します。	
契約日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
商品名	〇〇〇〇
契約金額	〇〇〇〇円
販売者	〇〇〇団体 △△△△
	以上
※ 既にお金を支払った場合は、次の『 』の文例を追加記入 『私が支払った代金 〇〇〇円は、返金してください。商品は、速やかに引き取ってください。』	

※ 内容証明郵便では、文書と機関誌は一緒に送付できませんが、配達証明郵便の場合は、文書と機関誌を同封できます。なお、宅配業者便では「信書」は送れません。

暴力団対策法に基づく

適格都道府県センターとして認定

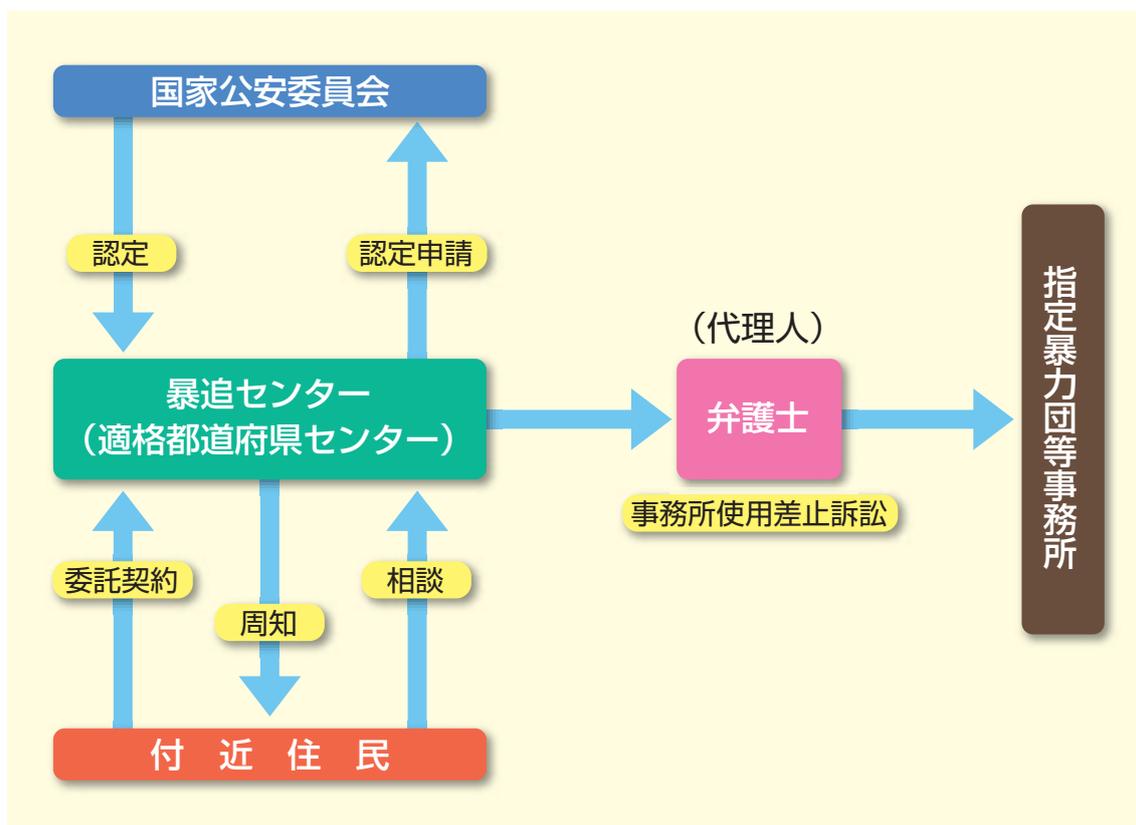
当センターは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の5第1項の規定に基づく「適格都道府県センター」として、平成26年2月27日に国家公安委員会から認定されました。

認定を受けたことで、指定暴力団等の事務所の付近住民等の委託を受けて、当センターが組事務所の使用差止請求訴訟を提起することができるようになりました。

◎適格都道府県センター制度とは

国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターが、指定暴力団等の事務所の付近住民等の委託を受けて、自己の名で裁判上又は裁判外の行為をすることができる制度です。(法第32条の4第1項)

◎適格都道府県センター制度の概要



- 暴追センターが、住民等から指定暴力団の事務所使用差止訴訟に関する相談を受けた場合は、暴追センター内の検討部門において検討を行います。
- 委託を受けることが決まれば、暴追センターとの間で委託に関する契約書を取り交わします。
- 他の住民にも委託の機会を与えるために、委託を受けたことを周知します。
- 訴訟に関する手続きは、弁護士が追行します。
- 訴訟の提起は暴追センターが行いますが、現行制度では、少なくとも委託者の氏名は訴状に記載します。

不当要求防止責任者の選任と講習の受講

- 暴力団対策法に基づく不当要求防止責任者は、平成26年3月末現在、24,467名が選任されています。当センターでは、平成25年度の栃木県公安委員会委託事業の「不当要求防止責任者講習」について、足利市等行政機関及び小売業、不動産業等を対象に、次のとおり開催しました。

受講業種	回数	受講者数
行政機関	6回	418名
事業所等	17回	780名
合計	23回	1,198名

平成5年度からの受講者は、延べ24,765名で、平成12年から開始した公務員対象講習の受講者は、延べ7,689名になりました。



- 本年度は、那須塩原市等行政機関及び郵政グループ、建設業、金融業、サービス業等の定期講習と選任時講習の開催（23回）を予定しております。詳細な業種、日程についてはセンターホームページに順次掲載しますのでご覧ください。

栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員ペンリレー



民暴事件について

栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員会
弁護士 小森 竜 介

私は、平成23年に栃木県弁護士会で弁護士登録し、弁護士業務に携わっております。弁護士登録時より、栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員会に所属し、民暴事件に携わるとともに、研修部会の委員として会員の民暴事件処理の技術の研鑽に勤しんでおります。

私が、民暴事件に携わっていくなかで感じることは、他の法的トラブルの場合と同じく、なによりも「予防」と「早期発見・早期対策」の重要性です。

病気から身体を守るためには、日々の体調管理といった病気の予防をしていくことと、病気を早期に発見して早期治療をしていくことが重要です。人間ドックでの病気の早期発見・早期治療で助かったという話はよく聞きます。

それと同じく、法的トラブルの場合でも、「予防」と「早期発見・早期対策」ということが、紛争解決の上で重要な鍵を握ります。弁護士業務をしていて、もう少し早く相談にいらっしやれば、効果的な対抗手段を執ることができたのではないかと思います。

特に、民暴事件では、反社会的勢力の狡猾な手段によって、被害者に多額の損害が生じ、取り返しのつかない事態が生じかねません。

民暴事件の予防として、反社会的勢力の存在を常に意識しておくこと、反社会的勢力のやり口を知っておくこと、反社会的勢力への対処のための相談先を知っておくこと等があります。

そして、早期発見・早期対策として、何かおかしいことがあったら、警察、暴追センター、弁護士会等にすぐに相談し、対策を講じていくことが、効果的かつ早期の解決につながります。

民暴排除のために、一般市民のみならず、予防という観点をきちんと持っていただくことが、なによりも重要なことであり、それによって民暴排除を効果的にしていくことが出来るのではないかと考えております。

民暴排除のために、今後とも皆様からのご支援、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

賛助会員を募集しています

～多くの方の入会をお待ちしています～

(公財) 栃木県暴力追放県民センターでは、暴力団排除活動に賛同してご支援、ご協力いただける個人、団体、法人の入会をお待ちしております。

●会員には

- 暴力団等反社会的勢力に関する情報を提供します。
- 賛助会員章(プレート)、暴追センター機関紙、暴排ポスター、不当要求対応マニュアル等の資料を提供します。
- 暴追大会、セミナー等のご案内をいたします。
- 税制上の優遇を受けることができます。

センターは公益法人ですので、賛助会費は税法上の寄附金として優遇措置(控除の対象)を受けることができます。個人会員の場合は税額控除*の対象となります。

*税額を算出した後、一定の計算式により税額を控除する制度。

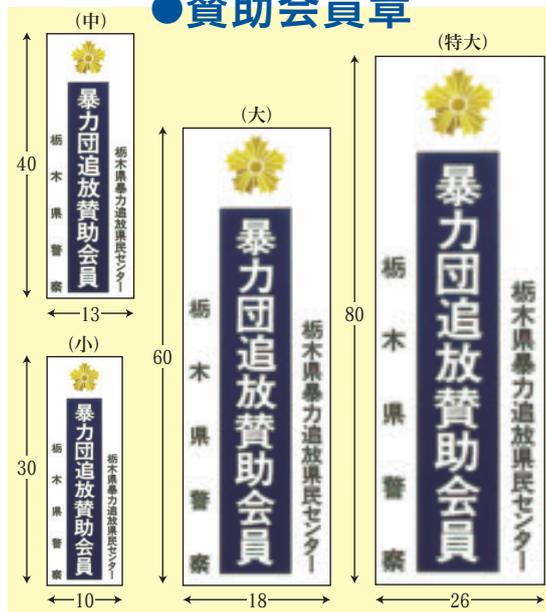
●賛助会費 年額 (口数の制限はありません。)

法人・団体 一口 10,000円

個人 一口 5,000円

●入会のお申込は、事務局へご連絡ください。

●賛助会員章



暴力団追放三ない運動 +1

暴力団を利用しない

暴力団を恐れない

暴力団に金を出さない



暴力団と交際しない

公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター



宇都宮市本町12番11号 栃木会館内

電話 / 028-627-2995

FAX / 028-627-2996

ホームページ <http://www.boutsui-tochigi.or.jp/>

暴力相談電話

028-627-2600